

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年1月25日  
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 青森県下北郡東通村

原動力の種類： 風力(陸上)

出 力： (仮称)新岩屋風力発電事業 50,000kW

(仮称)新尻労風力発電事業 22,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月 5日
環境大臣意見受理	平成27年 2月19日
経済産業大臣意見発出	平成27年 2月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 8月 1日
住民意見の概要等受理	平成28年10月 5日
青森県知事意見受理	平成29年 1月 5日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 1月25日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話：03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)新岩屋・  
新尻労風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の一部として既設風力発電設備の撤去が行われる場合は、撤去を含めた工事の実施について環境影響評価の項目を選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。